

「宝栄湯」の指定管理者を募集します

湯浅町共同浴場「宝栄湯」の指定管理者を次のとおり募集します。村風呂として誕生した「宝栄湯」ですが、昭和43年に村風呂から町営浴場となり、昭和53年に現在の場所へ移転、共同浴場「宝栄湯」として今日に至っています。

平成18年度から指定管理者による運営が行われる施設となりました。平成24年4月から平成27年3月までの3年間の指定管理者となる「法人その他の団体」（法人登記を必要とするものではありません。以下「団体」といいます。）を募集しますので、希望される団体はお申し込みください。

1. 施設等の概要

- (1) 名称 湯浅町共同浴場「宝栄湯」
- (2) 所在地 湯浅町大字湯浅2716番地4

2. 指定管理者が行う業務

- (1) 共同浴場の管理運営に関すること
- (2) 共同浴場の維持管理に関すること
- (3) その他共同浴場の管理に関し、町長が必要と認めること

3. 申請資格

申請資格を有する者は、湯浅町内に住所を有し、指定期間中、安全円滑さらに清潔に浴場を管理運営し、かつ、宝栄湯の歴史的経過を踏まえ、浴場の設置目的および地域での役割をより効果的、効率的に達成することができる団体とします。（個人では申請資格がありません。）

4. 提出書類

申請を希望する団体は、次の書類を提出してください。（募集要項および申請書類は役場住民環境課に用意をしています。）

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 浴場の管理運営等に関する事業計画書及び年度毎の収支予算書
- (3) 団体の概要を記載した書類（設立趣旨、事業内容及び活動状況等、法人にあっては定款及び前年度の貸借対照表及び損益計算書その他当該団体の財務の状況を明らかにする書類等）
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) その他、町長が必要と認める書類等

5. 申請書等の提出期限等

指定管理者指定申請書に所要事項を記入の上、必要書類を添えて提出期限までに持参、又は郵送（提出期間内に必着となるよう送付）してください。

- (1) 提出期間 平成24年1月5日（木）から1月18日（水）までの間の8時30分から17時まで
- (2) 提出場所およびお問い合わせ 住民環境課 環境係 ☎64-1102